

## 和歌山県警察採用時教養実施要綱の制定について(例規)

(制定：令和5年5月1日 教第28号)

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県警察教養細則（平成16年和歌山県警察本部訓令第52号）に基づき、和歌山県警察採用時教養実施要綱を別記のとおり新たに定め、令和5年5月1日から施行することとしたので、効果的かつ効率的な教養の推進に配意されたい。

なお、「和歌山県警察採用時教養実施要綱の制定について（例規）」（平成17年3月31日付け教第28号）は廃止する。

### 別記

#### 和歌山県警察採用時教養実施要綱

#### 第1 趣旨

採用時教養においては、新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性を育むとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成するものとする。

#### 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

##### 1 初任教養

新たに採用された巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。

##### 2 初任科

和歌山県警察学校（以下「警察学校」という。）において初任教養を行うための課程をいう。

##### 3 職場実習

初任教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。

##### 4 初任補修教養

職場実習を修了した巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。

##### 5 初任補修科

警察学校において初任補修教養を行うための課程をいう。

##### 6 実戦実習

初任補修教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。

##### 7 短期課程

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業者（短期大学の卒業者を除く。）及び和歌山県人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者を対象とし、教養期間を15か月とする課程をいう。

##### 8 長期課程

短期課程の対象者以外の者を対象とし、教養期間を21か月とする課程をいう。

#### 第3 採用時教養の編成

採用時教養は、初任教養、職場実習、初任補修教養及び実戦実習をもって編成するも

のとし、その教養の推進に当たっては、相互の関連性に配慮して、教養の一貫性の確保に努めるものとする。

#### 第4 教養期間

- 1 長期課程は、初任科10か月、職場実習3か月、初任補修科3か月、実戦実習5か月とする。
- 2 短期課程は、初任科6か月、職場実習3か月、初任補修科2か月、実戦実習4か月とする。
- 3 特に必要があると認める場合は、職場実習を長期課程で最大4か月、短期課程で最大3か月までの間延長し、その分、実戦実習の期間を短縮することができるが、1か月を超える延長については、警察庁と協議すること。

#### 第5 初任教養及び初任補修教養における教科課程等

##### 1 教科課程

##### (1) 課程の構成

###### ア 初任科

- (ア) 在校期間は、長期課程44週、短期課程26週とする。
- (イ) 前半においては、団体生活に慣れさせ、基本的なしつけを体得させ、警察官としての職責の自覚と社会人としての心構えを養い、体力・気力の錬成を図るものとする。
- (ウ) 後半においては、警察官としての職務倫理を培い、自覚と誇りを持たせ、人間性豊かな人格形成を図るとともに、専門的な法学、地域警察活動の基本となる知識、技能を修得させ、併せて体力・気力の充実を図るものとする。

###### イ 初任補修科

- (ア) 在校期間は、長期課程12週、短期課程9週とする。
- (イ) 初任補修科においては、地域警察官として一人立ちできるよう豊かな人間性の錬磨と職務倫理の基本の定着化を図るとともに、専門的な法学、地域警察活動の基本となる知識、技能を総合的に発展進化させ、また、体力・気力の一層の充実を図るものとする。

##### (2) 授業時間

授業時間の単位は時限とし、1時限は80分とする。

###### ア 初任科

長期課程は、40週行うこととし、総授業時限数は800時限とする。

短期課程は、24週行うこととし、総授業時限数は480時限とする。

###### イ 初任補修科

長期課程は、11週と2日行うこととし、総授業時限数は228時限とする。

短期課程は、8週と2日行うこととし、総授業時限数は168時限とする。

##### (3) 教授科目及び要目

初任科及び初任補修科の教授科目及び要目並びにその科目ごとの時限数は、別表1「和歌山県警察学校初任科・初任補修科教科課程（長期課程）」及び別表2「和歌山県警察学校初任科・初任補修科教科課程（短期課程）」のとおりとする。

##### 2 学級編成等

学級編成は、おおむね40人の学生をもって1学級とし、各学級に担任教官を配置するものとする。

### 3 教授細目

警察本部長は、「初任科及び初任補修科教養実施要領」（令和5年5月1日付け教第29号）の別表に定める初任科・初任補修科教科課程教授細目（類目）基準等に従って、教授細目を定めるものとする。

### 4 授業計画

和歌山県警察学校長（以下「学校長」という。）は、教養の実施に当たり、あらかじめ授業計画を策定するものとする。

### 5 教養実施上の留意事項

- (1) 各教科の授業内容については、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた人間性豊かな警察官の育成及び地域警察官として必要な知識、技能の確実な修得を図るものとする。
- (2) 教官は、常に教授方法の工夫、改善に努め、各種教材の活用、模擬現場における実習、事例研究、書類作成等により、授業の内容と進度に応じて具体的に理解しやすくするとともに、学習の動機付けに配慮し、実践的な教養を推進すること。
- (3) 教官は、授業に当たって講義要点をあらかじめ整理の上、学生の資質、能力を踏まえた教養を行い、学生の理解度を把握しつつ、全体の知識、技能の水準を高めるよう配慮すること。
- (4) 部内外の講師に対しては、授業の目標、内容、重点等を説明して講義を依頼するなど、それぞれの講師と授業内容等に関して緊密な連絡をとること。

## 第6 初任教養及び初任補修教養の教科外活動

### 1 目的

教科外活動は、教科課程の教育訓練とあいまって、自主性、良識及び情操を培い、体力・気力の充実を図り、もって人間性豊かな人格形成及び警察官としての資質を養うことを目的とする。

### 2 構成

教科外活動は、起床から就寝までの時間帯から教科の時間帯を除く時間帯の諸活動とし、日朝活動（起床から授業開始まで）、特別活動（教科終了から執務時間終了まで）及び日夕活動（執務時間終了後就寝まで）をもって構成する。

### 3 教科外活動指導上の留意事項

- (1) 教科外活動は、学校における統一した指導方針の下に、計画的に行うものとし、その運営は、学生の自主自律によることを原則とすること。
- (2) 教科外活動を効果的に推進するため、教官等が一体となって指導に当たるとともに、常に、指導内容及び方法に工夫、改善を加えるよう努めること。
- (3) 学生の指導に当たっては、青年警察官の特性をよく理解し、個性の把握に努め、愛情と熱意をもって学生に接するとともに、率先垂範による指導に努めること。

## 第7 職場実習

### 1 構成

職場実習は、地域実習及び捜査実習をもって構成するものとする。

## 2 期間

長期課程、短期課程共に、地域実習をおおむね2か月、捜査実習をおおむね1か月とする。

## 3 実習先

原則として、警察署及び交番とする。

## 4 教養体制

(1) 警察署に教養担当者、教養指導者及び職場実習指導員を指定して、真に実効のある職場実習を行うものとする。

(2) 警察署長は、副署長（次長）を教養担当者に、実習に係る業務を担当する課の課長を教養指導者に、地域係（地域以外の業務の実習期間中は当該業務を担当する係）の警部補、巡査部長又は巡査を職場実習指導員に指定するものとする。

(3) 教養担当者及び教養指導者の任務

ア 教養担当者は、勤務面及び生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養指導者等を指揮するとともに、警察学校との連携を密にし、職場実習の効果的な推進を図るものとする。

イ 教養指導者は、職場実習指導員等を指揮し、職場実習を計画的に推進するものとする。

## 5 実施要領

(1) 職場実習の目的及び指導形態

ア 地域実習は、職場実習指導員の同行指導その他の指導により、地域勤務の基本を修得させる。

イ 捜査実習は、職場実習指導員の指導により、基本的捜査実務能力を修得させる。

(2) 職場実習の内容、方法等

ア 教養指導者は、職場実習指導員及び職場実習生と接する機会を多くして、常に、職場実習の状況及び進捗を把握するとともに、必要な指導調整を行うものとする。

イ 職場実習指導員は、職場実習生と勤務を共にし、取扱い事項を通じて、職務について指導教養を行うものとする。

ウ 職場実習生は、常に、職場実習の状況及び進捗を自ら把握するとともに、積極的に教養指導者又は職場実習指導員に指導を求めなければならない。

## 第8 実戦実習

### 1 期間

長期課程は5か月、短期課程は4か月とする。

### 2 実習先

原則として、警察署及び交番とする。

### 3 教養体制

(1) 警察署に教養担当者、教養指導者及び実戦実習指導員を指定して、真に実効のある実戦実習を行うものとする。

(2) 警察署長は、副署長（次長）を教養担当者に、実習に係る業務を担当する課の課長を教養指導者に、地域係（地域以外の業務の実習期間中は当該業務を担当する係）の警部補、巡査部長又は巡査を実戦実習指導員に指定するものとする。

### (3) 教養担当者及び教養指導者の任務

ア 教養担当者は、勤務面及び生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養指導者等を指揮するとともに、警察学校との連携を密にし、実戦実習の効果的な推進を図るものとする。

イ 教養指導者は、実戦実習指導員等を指揮し、実戦実習を計画的に推進するものとする。

## 4 実施要領

### (1) 実戦実習の目的及び指導形態

独立性の強い勤務を通じた補強教養により、実務を習熟させ、採用時教養修了後の本格的実務への移行に対応し得るだけの能力を修得させる。

### (2) 実戦実習の内容、方法等

ア 教養指導者は、実戦実習指導員及び実戦実習生と接する機会を多くして、常に、実戦実習の状況及び進度を把握するとともに、必要な指導調整を行うものとする。

イ 実戦実習指導員は、その管理、指導の下、実戦実習生に対して、独力による勤務を行わせるものとする。

なお、実戦実習生の能力、修得状況等を勘案して、必要と認められる場合には、同行指導等を行うものとする。

ウ 実戦実習生は、常に、実戦実習の状況及び進度を自ら把握するとともに、積極的に教養指導者又は実戦実習指導員に指導を求めなければならない。

## 5 初任総合検討会

実戦実習修了に際して、警察署等において、初任総合検討会を行い、修得状況の確認、今後の指導方法等を検討し、これをもって採用時教養を修了するものとする。

## 第9 教養の適正な管理

### 1 学校長の役割

(1) 学校長は、初任科生及び初任補修科生について、警察官としての適格性の把握に努め、適正な指導及び処遇に配慮するものとする。

なお、初任補修科生については、配置先の警察署長と連携を図るものとする。

(2) 学校長は、試験その他の方法により、初任教養及び初任補修教養における教養の効果測定し、その結果を授業内容に反映させるとともに、警務部警務課長に通知しなければならない。

(3) 試験の実施に当たっては、初任教養及び初任補修教養において身に付けるべき実務上の知識、判断力及び応用力を的確に試す問題を出題するとともに、問題の作成から採点までの事務を厳正に管理するなど、公正な試験の実施に万全を期するものとする。

(4) 学校長は、初任科生及び初任補修科生の修得状況を配置先の警察署長にきめ細かく連絡するものとする。

(5) 学校長は、職場実習生及び実戦実習生の配置先の警察署長に対し、初任教養及び初任補修教養に関する意見等を求めるとともに、警務部教養課長との協議の結果、採用すべきものと認めた意見等については、これを速やかに授業計画等に反映させるものとする。

## 2 警察署長の役割

- (1) 職場実習生及び実戦実習生の配置先の警察署長は、学校長と連携を図りながら、当該実習生について、警察官としての適格性の把握に努め、適正な指導及び処遇に配慮するものとする。
- (2) 職場実習生及び実戦実習生の配置先の警察署長は、学校長から1の(5)による意見等を求められたときは、管内治安情勢、実習生の実習実施状況等を勘案し、学校長が初任教養及び初任補修教養を効果的に実施する上で参考となる意見等を述べるものとする。

## 第10 その他

- 1 この要綱により難い特別の事情が認められる場合にあっては、あらかじめ警察庁の了解を得るものとする。
- 2 採用時教養が修了するまでは、部門別任用科等への入校、地域部門以外の部門への配置はできないものとする。

(別表省略)